

京都市立待鳳小学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。 本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。さらに再び起こることがないように継続して見守ることも必要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 待鳳小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・（関係教職員）

ウ 開催時期

委員会は、隨時行う（緊急対応の場合は、この限りではない）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての積極的認知対策等の検討
(アンケート・いじめの通報・情報共有・適切な対処のあり方等)
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
(教職員の資質向上の取組等を含む)
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
(会議の回数・実施期間については、後述の「年間計画」に記載)
- ・再発防止に向けた取り組みの決定
- ・年間の取り組みについての見直し

オ 児童・保護者への周知

- ・5月の憲法月間での朝会で児童に紹介する。
- ・HPに掲載する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備・授業改善

- ・教育課程指導計画(待鳳スタンダード)に基づく授業計画を作成し、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感し、協同的な学習の中で、互いの考えを聞き合い良さを知ったり違いを認め合ったりして相互理解を深める授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行い自己肯定感や自己有用感を高める。
- ・全ての学習の中で伝え合う学習を大切にし、言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫して、安心して意見を出し合える雰囲気を大切にする。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・読書指導を充実し、読書活動を推進する。
- ・総合育成支援教育、外国人教育、男女平等教育、情報教育等の人権教育を通して、「いじめ問題」についての学習に取り組む。
- ・人権に関わる問題について子どもが気付くように、丁寧に何度も子どもに伝える。

- ・学級指導や個別指導等の機会を通して担任の思いを伝え、人権問題について考え、気付かせる取組を進める。

ウ 児童が自主的に行う活動を通して

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・5月の憲法月間や12月の人権月間の機会に、「いじめ」について考える取組や標語の作成等を行う。
- ・たてわり等の異年齢集団の活動を通して、望ましい人間関係の育成を図る。

エ 体験活動を通して

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流やPTAや地域の方との協働体験や交流を行い、道徳的価値の深まりを図る。

（2）いじめの早期発見のための取組

ア 情報の集約と情報の共有

- ・全教職員が、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、生徒指導主任を中心として「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職員会議や学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き対応等の検討の後、全教職員で情報を共有する。

イ 児童に対する調査

<アンケートの実施>

- ・全学年で、いじめアンケートを6月と11月に実施する。なお、4～6年生については、クラスマネジメントシートも実施する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。
- ・アンケートおよびクラスマネジメントシートの結果を全教職員で情報を共有すると共に、学校運営協議会で説明し評価する。

<教育相談の実施>

- ・担任は児童の観察に努め、必要に応じて、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は児童の日記やアンケートの結果等の情報を活用するように努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・聞き取り等を確実に行い、生徒指導主任が集約する。
- ・生徒指導委員会で検証及び対処を検討する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まない。
- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めると共に、解消・改善および再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害および加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童および保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察に連絡を入れる。

『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

前提となる基本事項

- 『学校いじめ防止基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ ネットを通じて行われるいじめに対する対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を、他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

エ いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめにかかる行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

*少なくとも上の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

（4）教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応・事案対応の行動計画等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・生徒指導研修会等の校内研修時に実施する。
- ・内容は、「待鳳小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」「いじめ防止プログラムの見直しの共有 P D C A サイクル」「学校評価の結果の共有」等について

4 保護者・地域 関係機関との連携

- ・待鳳小学校PTAとの連携の下、いじめ問題や「待鳳小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させ、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事案への対応

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通して重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童およびその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じた、という申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査 必要に応じた適切な保護者への情報提供 京都市教育委員会への調査結果の報告 調査結果を踏まえた適切な措置 同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等)を速やかに行う。また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた取 組や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への啓発等
4	<ul style="list-style-type: none">・職員会議「学校いじめの防 止基本方針の共有」「年間計画と役割 の明確化」「いじめ防止プロ グラム」・いじめ対策委員会 「校内体制・組織的 対応の共有」	<ul style="list-style-type: none">・入学式・学級開き・「いじめ対策委員 の紹介」		<ul style="list-style-type: none">・学校のきまり

5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会「記名式アンケートの実施に向けて」 ・児童理解研修会①「児童の実態についての共有」 「児童の実態についての共有」 ・早期発見未然防止の対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話 ・児童にいじめ委員会について紹介する。 ・1年生をむかえる会 ・ともだちの日（人権学習）（人権学習） ・修学旅行 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」での啓発 ・HPに「学校いじめの防止等基本方針」を掲載する。 ・授業参観・懇談会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の日 ・いじめ対策委員会「アンケート・クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） ・たてわりあそび ・道徳推進月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート（記名式）の実施 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・学校運営協議会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会「アンケート等の結果の集約」「学校評価の実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） ・非行防止教室（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート（児童・保護者） ・クラスマネジメントシート実施（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・夏季研修 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修会② ・いじめ対策委員会「未然防止に向けた取組の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会「アンケートの実施に向けて」「学校評価の結果共有」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） ・道徳推進月間 ・スポーツフェスティバル 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の日 ・いじめ対策委員会「アンケート結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童いじめアンケート（記名式）の実施 ・教育相談週間 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・人権月間「学だより」で啓発

				・人権学習参観・懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会 ・いじめ対策委員会 「基本方針・いじめ防止プログラムの見直しと確認および作業に向けて」 「アンケート等の実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） ・薬物乱用防止教室 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「今年度の反省と次年度への課題」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） ・図画工作展 	学校評価アンケート (児童・保護者)	<ul style="list-style-type: none"> ・半日入学、学校説明会 ・参観・懇談
3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修会③ ・いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 P D C A サイクル」 「学校評価の共有」 「次年度の基本方針の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日（人権学習） ・6年生をおくる会 		・学校運営協議会

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「年間の取組の見直し」(P D C A サイクルの期間)
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・「校内研修」
- ・「未然防止の取組」(学年又は全体の取組)
- ・「個別面談」「教育相談」